

## 特定非営利活動法人北海道事業活動推進機構会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、特定非営利活動法人北海道事業活動推進機構(以下「当法人」)の入会の申込をいただいた時点で効力が発生します。

### 第1章 総則

#### (会員規約の適用)

第1条 当法人は、定款第3章に基づき、会員との間に本規約を定め、これにより当協会の運営を行います。  
また、当法人が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成します。

#### (会員規約の変更)

第2条 当法人は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができます。変更後の会員規約については、当協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じます。

#### (用語の定義)

第3条 本規約において使われる用語については、次の各項に定義します。

- 1) 会員とは、当法人会員の総称です。
- 2) 書面とは、当法人が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)をさします。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による当法人事務局への通知、連絡も書面と認められます。

### 第2章 入会申込等

#### (入会申込)

第4条 当法人への入会の申込とは、当法人が別に定める年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当法人事務局に提出することとします。

#### (入会申込の拒絶等)

第5条 当法人は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- 1) 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- 2) 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- 3) その他、前各項に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合
- 4) 申込者が反社会勢力に所属または関わりのある場合

#### (会員資格有効期間)

第6条 会員資格有効期間は次の各項に定めます。

- 1) 会員資格有効期間は、入会申込をした日より翌月1日から1年間とし、更新をする場合は1年間毎の更新とします。
- 2) 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会を承認し、年会費の払い込まれた日とします。

(会員の種類・入会金・年会費)

第7条 会員の種類、入会金、年会費、資格は、次の通りです。

#### 正会員

個人 : 入会金 0円 年会費 0円

資格: 当法人の趣旨にご賛同いただける個人で当法人の総会にて承認された方

団体 : 入会金 0円 年会費 50,000円

資格: 当法人の趣旨にご賛同いただける団体で当法人の総会にて承認された方

#### 賛助会員

個人 : 入会金 0円 年会費 5,000円

資格: 当法人の趣旨にご賛同いただける個人の方

団体 : 入会金 0円 年会費 10,000円

資格: 当法人の趣旨にご賛同いただける団体

#### 特別会員

個人 : 入会金 0円 年会費 20,000円

資格: 当法人の趣旨にご賛同いただける個人の方

団体 : 入会金 0円 年会費 50,000円

資格: 当法人の趣旨にご賛同いただける団体

### 第3章 入会申込記載事項の変更等

(会員の氏名及び名称等の変更)

第8条 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当法人事務局に通知する必要があります。

1) 前項の規定による変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

### 第4章 会員資格の喪失

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- 1) 退会届の提出をしたとき
- 2) 本人の死亡、又は会員である団体が消滅したとき
- 3) 会費を滞納し、且つその督促に応じなかったとき
- 4) 会員資格を解除されたとき

(退会)

第10条 退会しようとする場合は、退会届を当協会事務局に届け出て退会することができます。

#### (会員資格の停止・解除)

第 11 条 当法人は、定款第 5 条に定めるほか会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

- (1) 会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 当法人、他の会員または第三者の名誉または信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、当協会が会員として不適当と判断した場合

#### (拠出金品の不返還)

第 12 条 一度払い込まれた会費及びその他の拠出金品は返還しません。

### 第 5 章 会員資格有効期限終了に伴う措置

#### (措置)

第 13 条 会員資格有効期限が過ぎ、当法人からの通知のあとも、当法人が当該会員の更新の意思及び会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員資格に基づく権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

### 第 6 章 商号及び商標等の利用

#### (商号及び商標等の利用)

第 14 条 当法人が定めた商号及び商標等を個人的にまたはその他の目的で利用する場合は、当法人の事前の書面による承認を得る必要があります。

### 第 7 章 禁止行為

#### (禁止行為)

第 15 条 会員は無断で当法人の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。

1) その他、当法人の目的を理解し、第 11 条各号に定める行為、当協会の主旨に反する行為等を行ってははいけません。

### 第 8 章 情報管理

#### (個人情報の保護)

第 16 条 会員の個人 情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

1) 当法人は、保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当法人が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとします。

## 第9章 知的財産

### (知的財産の帰属)

第17条 当法人が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当法人に帰属します。

### (知的財産の保護)

第18条 当法人が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはいけません。

### (免責)

第19条 当法人は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

## 第10章 その他

### (準拠法)

第20条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

### (裁判管轄)

第21条 当法人及び会員は、当法人と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、札幌地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

### (規定の追加)

第22条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当法人が定めるものとします。

## 附則

本規約は2012年8月1日より実施します。